

## 令和6年第5回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年5月31日（金）午後2時00分

場 所 市役所5階 市役所 本庁舎 正庁

### 2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（15名）

欠席農業委員（4名）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

### 3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について

◎開 会

事務局長 総会の定足数に達しておりますので、ただいまより令和6年第5回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が6件、5条関係が5件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が16件、農用地利用集積等促進計画関係が1件、合わせて28件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後2時00分)

---

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で  
ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

---

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。

---

◎議案第1号

会 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第  
1項の規定による申請があったので、同条第2項の規定により、審議するものとする。令和  
6年5月31日提出。会長矢野正則。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその6朗読】

以上、その1からその6までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

す。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る5月26日に委員と現地調査を行いました。

また、譲渡人は電話で確認、譲受人はお会いし、申請内容を確認し、問題ないということでした。

今回の申請による農地への影響は特にないものと思われま

す。皆様の審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2、その3、その4は関連性がありますので、一括審議とします。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 26日に委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りをし、申請内容に間違いがないということです。今回の申請理由による農地への影響は特にないと思います。

皆様の審議、よろしくお願いいたします。

会 長 担当委員より説明がありましたが、ほかにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2、その3、その4について、原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る5月26日に、自宅に行き確認し、何ら問題ないということでした。今回の申請による農地への影響は特にないものと思われま

す。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について去る26日、委員と現地調査を行いました。

また、譲渡人は遠方で、電話で確認しました。また、譲受人とは現場で会ってお話をして、今回の申請に何の問題はないということです。よろしくお願ひします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その6について原案どおり決定いたします。

---

◎議案第2号

会長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。  
事務局に議案を朗読いたします。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和6年5月31日提出。会長矢野正則。

会長 農地法第5条、その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、6ページをご覧ください。

農地法第5条その1について説明申し上げます。

【その1朗読】

皆様方のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る27日に委員と設定人、被設定人、工事担当と立会いの下、現地を調査いたしました。

申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いありません。

今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。

皆様の審議のほど、よろしくお願ひします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは11ページをご覧ください。

農地法第5条その2について説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

なお、今回の申請に当たり、事業承継での事業計画変更が同時に申請されております。

譲渡人は平成4年に共同住宅敷地を目的として、農地法第5条の許可を受けた上で所有権移転登記を行っていましたが、移転後に資金調達が困難となり現在に至りました。今回承継者が高齢になったことを理由に申請地の隣接地である息子夫婦の自宅へ移住することに伴い、駐車場が必要になったことによる事業計画変更でございます。

皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について去る25日に矢野会長と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人には電話にて確認しました。

現地には行政書士に立会いいただき確認しました。

転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われれます。

皆様のご審議、よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、16ページをご覧ください。

農地法第5条その3について説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る5月29日に委員3人で現地調査を行いました。

譲渡人と譲受人に5月29日に現地でお会いし申請内容について確認しました。

双方とも申請内容について間違いとのことでした。

申請地の周辺は住宅地ため転用による農地への影響については、特に問題ないと思います。

皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、21ページをご覧ください。

農地法第5条その4について説明を申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る5月24日、熊田委員と現地にて調査を行いました。

また、譲渡人と現地にて申請内容の確認を行いました。

譲受人につきましては、電話にて申請内容の確認を行いました。

双方とも申請内容については間違いのないということでした。

今回の申請に伴う周辺農地については特に問題ないと思われれます。

皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、26ページをご覧ください。

農地法第5条その5について説明申し上げます。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては第2種農地と判断いたします。

今回の申請に当たり、事業承継での事業計画変更が同時に申請されております。

こちらの土地につきましては、譲渡人が自己用住宅を建築する目的で転用許可を受け、土地を購入しましたが、その後さらに好条件の土地に住宅を建築したため、本件土地に住宅を建築することなく現在に至りました。承継者は現在、東京都内のマンションにて妻と居住しておりますが、マンションの老朽化が激しく、かねてより故郷である白河市に戻って暮らしたいという思いから、今回の事業計画変更となります。

皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る5月25日、委員、行政書士、譲渡人立会いで現地調査を行いました。

譲受人2名からは委任状が出ており、申請内容に間違いのないことです。

今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思います。

皆様方のご審議のほど、よろしく願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 ご異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

---

◎議案第3号

会長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和6年5月31日提出。会長矢野正則。

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第1号から第16号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、第1号から第16号について原案のとおり承認いたします。

---

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について審議します。

この案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について。

農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第3項規定による農用地利用集積等促進計画の意見を求められたので、審議するものとする。令和6年5月31日提出。会長矢野正則。

会 長 事務局に説明をさせます。

事 務 局 それでは、40ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の意見についてご説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業において、農地中間管理機構が出し手から借受けた農地を、借受け希望者へ貸付ける際の計画案について、市長より農業委員会に意見を求められております。

今回、公益財団法人福島県農業振興公社が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は田7,244平米で、権利の種類は賃借権1件となっております。

農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんので、異議なしとして回答してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会 長 ただいま議題となっております農用地利用集積等促進計画について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、農用地利用集積等促進計画について、意見がない旨を報告いたします。

以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

---

◎その他

その他、皆様から何かございませんか。

なければ事務局。

事務局 事務局より報告を申し上げます。次回の総会は、6月28日金曜日午後2時からここ正庁で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

---

◎閉会

会長 なければ、これをもちまして、令和6年度第5回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後3時00分)

---